

ご契約者の皆さまへ

西日本自動車共済協同組合

## 平成25年4月1日以降始期契約の自賠責共済掛金の改定について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当組合業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成25年1月17日（木）に政府の自賠責保険審議会が開催され、平成25年4月1日以降始期契約について、自賠責共済掛金の改定が実施されることが決定しましたので、下記のとおりご案内いたします。

敬 具

記

### 1. 共済掛金改定の概要について

■ご契約者の負担額（共済掛金）は、全車種平均で13.5%の引上げとなります。

※改定率は共済期間・車種等により異なり、一部引下げになる場合もあります。

#### 【共済掛金例(本土)】

##### ■自家用乗用車の2年(24か月)契約の場合

現行共済掛金24,950円⇒改定共済掛金27,840円（2,890円の引上げとなります）

##### ■自家用軽四輪乗用車の2年(24か月)契約の場合

現行共済掛金21,970円⇒改定共済掛金26,370円（4,400円の引上げとなります）

#### (共済掛金改定の背景)

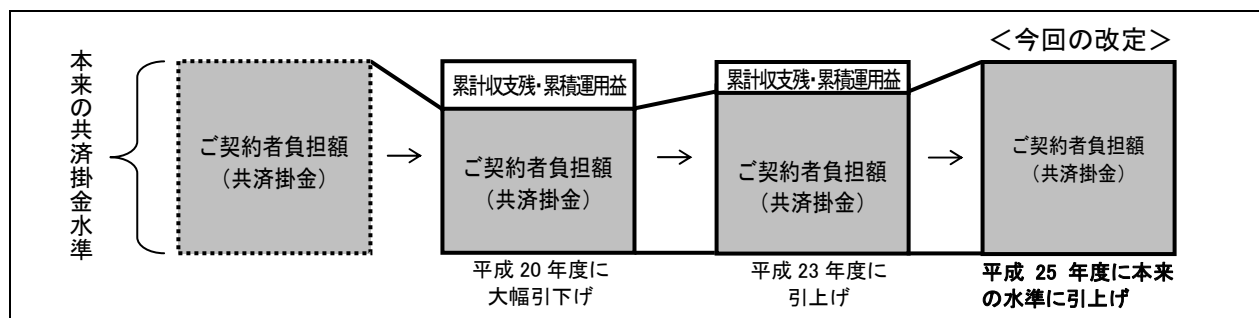
■現行の自賠責共済掛金の改定（平成23年4月1日改定）にあたり、自賠責保険審議会答申（平成23年1月20日）において次の方向性が示されており、平成25年4月1日に共済掛金改定が行われる可能性がありました。

#### 第129回自賠責保険審議会答申より抜粋

「平成20年4月の保険料改定時に前提とされた、平成24年度までの5年間を収支均衡期間とする枠組みは維持しつつ、(中略)平成25年度に本来の料率水準に戻すための料率の変更を行う」<sup>(注)</sup>

(注)平成20年4月の共済掛金改定では、過去からの累計収支残等を平成24年度までの5年間で還元（取り崩して赤字に補てん）することを前提に、大幅な共済掛金引下げが実施されており、この還元が終了した時点で、あるべき水準へ共済掛金引上げが実施される予定となっていました。平成23年1月20日の自賠責保険審議会において、現下の厳しい経済環境等を踏まえると一定の激変緩和が必要との判断から、平成23年度と平成25年度の2度に分けて、段階的に共済掛金を引上げすることが示されております。

■今般、上記答申のとおり、平成25年4月1日の共済掛金改定が決定されたものです。



### 2. 平成25年4月1日以降始期契約の取扱いについて

■ご契約手続きを留保いただいている平成25年4月1日以降始期の自賠責共済契約のお手続きは、平成25年2月1日より改定後の共済掛金でお手続きが可能となります。

以 上

## 改定後自賠責共済掛金の一例（主要車種）

### 本土用〔離島以外の地域（沖縄県を除く）〕

車 種	共済期間		
	3年契約 (36か月)	2年契約 (24か月)	1年契約 (12か月)
自家用乗用自動車	39,120円	27,840円	16,350円
自家用小型貨物自動車	—	29,680円	17,270円
軽自動車（検査対象車）	36,920円	26,370円	15,600円
自家用普通貨物自動車 (最大積載量2トン以下)	—	43,090円	24,040円
小型二輪自動車	18,020円	13,640円	9,180円
原動機付自転車	12,410円	9,870円	7,280円

### 沖縄用（離島地域を除く）

車 種	共済期間		
	3年契約 (36か月)	2年契約 (24か月)	1年契約 (12か月)
自家用乗用自動車	16,910円	12,890円	8,800円
自家用小型貨物自動車	—	14,190円	9,450円
軽自動車（検査対象車）	16,910円	12,890円	8,800円
自家用普通貨物自動車 (最大積載量2トン以下)	—	24,290円	14,550円
小型二輪自動車	5,270円	5,060円	4,840円
原動機付自転車	5,070円	4,930円	4,790円